

申請の手数料

手数料は、一般建設業許可および特定建設業許可それぞれに、次の表により納付してください。
 (県収入証紙は、申請書の受付時点で消印して頂くため、事前に消印しないでください。)

申請行政庁	申請区分	申請手数料等
滋賀県知事	新しく許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般特新規)	申請手数料 9万円 滋賀県収入証紙 で納入
	業種追加または更新	申請手数料 5万円 滋賀県収入証紙 で納入
国土交通大臣	新しく許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般特新規)	登録免許税 15万円 大阪国税局東税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し納付書を正本に貼付(A4用紙に貼付)
	業種追加または更新	申請手数料 5万円 収入印紙 で納入

なお、申請区分の組み合わせにより加算されます(例を参考にしてください)。

(例) 一般(または特定)建設業許可更新	5万円
一般建設業許可更新 + 特定建設業許可更新	10万円
一般(または特定)建設業許可更新 + 一般(または特定)建設業許可業種追加	10万円
一般建設業許可更新 + 特定建設業許可業種新規(般特新規)	14万円

※県収入証紙は、監理課では販売していませんので、事前にお買い求めください。